

動物の輸出検疫要領

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第45条第1号に掲げる動物（以下「動物」という。）の輸出検疫は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）及び規則若しくは別に定めるところによるほかは、本要領に基づき実施する。

また、輸出精液又は輸出受精卵供与動物の検査についても、本要領に準じて実施するものとする。

本要領における届出、通知事項（1の（1）の輸出者への通知を除く。）については、必要に応じ電子メールやファクシミリにより、また、1の（1）、（2）の申請、1の（1）の届出及び5の交付（本要領に準じて実施する輸出精液又は受精卵供与動物の検査に係るものを除く。）については、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成20年10月6日付け20動検第701号）により実施することができるものとする。

1 輸出検査申請書の提出

（1）偶蹄類の動物及び馬について

ア 偶蹄類の動物及び馬を輸出しようとする者（代理人を含む。以下「輸出者」という。）は、規則第51条の2に基づき輸出予定の日の90日前までに動物検疫所長に対し輸出検査申請書（以下「申請書」という。）を提出する。この際、申請書「備考欄」に次の事項を記載する。

（ア） 「その他参考となるべき事項」として、輸入国の輸入条件、その他輸出検査の根拠となる文書の標題を記入し、必要に応じ、当該文書を添付

（イ） 輸出検査を希望する場所

（ウ） 輸出港

（エ） 「海外遠征馬の帰国時における輸入検査及び着地検査について」（平成2年9月5日付け2動検甲第1021号）の適用を受けて帰国しようとする馬の場合は、「海外遠征馬」

また、輸入国の輸入条件等に基づく輸出検査に必要な日数が90日を超える場合は、当該検査が開始される30日前までに申請書を提出する。

ただし、国際交流競走出走馬であって、出走登録締め切りが申請期間の経過後である場合等、当該事情を記載した書面を附されたものであって、期限内の申請が困難で特別な事情があると動物検疫所長が認める場合には、この限りではない。

イ 申請事項の変更

輸出者は、アの申請を行った後において、ウの通知を受けるまでの間に申請事項に変更が生じた場合は、変更事項を別記様式第1号（動物の輸出に関する変更

届出書)により動物検疫所長に届出る。

なお、電子情報処理組織等を利用して申請を行った場合は、電子情報処理組織等を利用して変更情報を送信させる。

ウ 動物検疫所長の通知

動物検疫所長は、申請に係る動物についての輸入国政府の輸入条件等に照らし、輸出検査の実施が適当と認められた場合はその旨を別記様式第2号(輸出検査の通知について)により輸出者に通知するとともに、輸出港を管轄する動物検疫所の長(以下「輸出港所長」という。)及び輸出検査を担当する動物検疫所の長(以下「検査担当所長」という。)に通知する。

なお、動物検疫所長は、輸出検査の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、輸出者に申請に係る輸出の時期又は場所を変更すべきことを書面により指示するとともに、輸出港所長及び検査担当所長に当該変更指示の内容を通知する。

エ 輸出港所長及び検査担当所長の対応

ウの通知を受けた輸出港所長及び検査担当所長は、輸出者と輸出検査が円滑に実施できるよう打ち合わせを行うとともに、通知を受けた動物に係る輸出検査の実施体制を整備する。

オ 動物検疫所長の通知を受けた後の申請事項の変更

輸出者は、ウの通知を受けた後において、申請事項に変更が生じた場合は、別記様式第1号により変更事項を検査担当所長に届出る。

カ 変更届出を受けた検査担当所長の対応

オの届出を受けた検査担当所長は、変更内容を検討し、円滑な輸出検査の実施に支障があると判断したときは、必要に応じて動物検疫所長とその取扱いにつき協議した上で、輸出者に対し、変更届出に係る輸出の時期又は場所等の変更を指示するとともに、変更の内容を動物検疫所長及び輸出港所長に通知する。

キ 動物検疫所長の通知を受けた輸出者の対応

ウの通知を受けた輸出者は、輸出動物の係留施設への搬入2日前までに別記様式第3号(係留検査に係る届出書)、別記様式第4号(動物管理人についての届出書)及び輸出検査を担当する動物検疫所の家畜防疫官(以下「家畜防疫官」という。)が輸出検査の実施に必要と判断する書類を検査担当所長に提出する。

(2) 鶏、七面鳥、うずら、だちょう、かも目の鳥類(以下、「家きん」という。)及び兎について

ア 輸出検査申請書の提出

家きん及び兎の輸出者は、輸出予定の10日前までに、受検を希望する検査担当所長に、係留検査に係る届出書及び動物管理人についての届出書を添付の上、輸出検査申請書を提出する。

ただし、輸入国の輸入条件等に基づく輸出検査に必要な日数が10日を超える場合にあっては、当該検査開始の10日前までに申請書等を提出する。

イ 申請書等の提出を受けた検査担当所長の対応

申請書等の提出を受けた検査担当所長は、その旨を輸出港所長に通知する。

2 輸出動物の飼養場所等における家畜衛生状況の確認

輸出検査にあたり、輸出動物の飼養場所及びその周辺における監視伝染病の発生状況等について家畜保健衛生所への照会が必要な際は、検査担当所長は、別記様式第5号（輸出動物の飼養場所等の監視伝染病の発生状況について）により、飼養場所を管轄する家畜保健衛生所に照会する。

なお、輸出検査を法第45条第2項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する検査場所（以下「検査場所」という。）において行なう動物であって、当該動物の飼養場所と検査場所が同じ場所であり、輸入国の輸入条件等に照らし適当と認める場合には、「動物の輸出検査場所指定要領」（平成20年3月31日付19動検第1269号）の1（2）の協議に変えることができる。ただし、検査場所の指定と輸出検査が異なる時期に行なわれる場合にあってはこの限りではない。

また、監視伝染病以外の疾病で、家畜保健衛生所が発生状況を把握していないものについては、家畜防疫官は、飼養場所の家畜衛生状況を把握している獣医師等から情報を収集する。

3 係留検査期間中の輸出者及び動物の管理人への指示

検査担当所長は、輸出者及び動物の管理人に対する係留検査実施上の留意事項等を別添1「動物の輸入検疫要領」の別記様式第5号（輸出・輸入動物の係留検査に係る指示について）により指示する。

なお、当該指示文書の処理については別添1の別記により行う。

4 係留検査

（1）係留期間

輸出検査における動物の係留期間は、規則第50条の表の係留期間（動物が係留施設に到着した日及び係留施設から搬出する日を除く。）とする。ただし、輸入国政府が規則第50条の表の係留期間を超える期間の係留を必要としている場合は、その期間とする。ただし、係留期間中、動物が監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた場合は、その疑いがなくなるまでの期間係留を延長する。

（2）係留施設への収容

家畜防疫官は、係留施設への動物の収容に際しては、防疫上及び安全確認上必要な指示を行うとともに、輸入者等から動物の輸送の状況等を聴取し収容された動物の健康状態を確認する。

（3）係留期間における検査

係留期間における検査は、輸入国政府から提示された輸入条件等に基づき実施する。なお、輸出検査を担当する動物検疫所で対応できない精密検査を実施するに当たっては、家畜防疫官は精密検査部担当課と事前に検査材料の採取、保管及び送付方法の調整を行う。

精密検査の依頼と結果報告は、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成20年10月6日付け20動検第701号）により電子情報

処理組織等を利用して行う。

(4) 検査に基づく措置

検査担当所長は、検査の結果、動物が監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた場合は、消毒、隔離等の検査に基づく処置を指示し、又は実施する。この場合、講ずるべき処置の内容については、必要に応じて関係都道府県と協議する。

5 輸出検疫証明書の交付

検査を担当した動物検疫所の家畜防疫官は、検査の結果、動物が家畜又は家きんの伝染性疾病の病原体を広げるおそれがなく、かつ、輸入国政府の輸入条件を充足すると認められた場合は、輸出者に輸出検疫証明書を交付するとともに、輸出港所長にその旨を通知する。

6 輸出港における検査等

輸出港の動物検疫所の家畜防疫官は、輸入国の輸入条件に基づき輸出港での検査、消毒、積み込み確認等が必要な場合は、これらの検査等を実施し、必要な場合には証明する。

7 農林水産大臣の指定する検査場所での輸出検査への適用

検査場所で開催される動物の輸出検査についても、本要領を適用することとなるが、検査場所での係留検査を担当する動物検疫所の長（支所長、出張所長を含む。）は、検査場所の実情等を勘案し、別途に検査の手順を定める必要がある場合は、本要領の趣旨を踏まえ、事前に、動物検疫所長と協議の上、別途「検査場所における輸出検査の手順」を定める。

(別記様式第 1 号)

動物の輸出検査申請に関する変更届出書		
動物検疫所長 殿		年 月 日
		(法人の場合には、その名称及び 届出者住所氏名 代表者の住所氏名) 印
年 月 日付け () で提出した輸出検査申請書については、下記のとおり変更したいので届出をいたします。		
変 更 理 由		
		変 更 前
		変 更 後
種 類		
頭 (羽) 数		
区 分	性 別	
	年 令 別	
	用 途 別	
	生 産 地 別	
経 歴		
仕入地及び仕入れ年月日		
買付又は引き付け経路		
仕入地買付又は引き付け経路又は係留地における家畜の伝染性 疾病の有無及びその状況		
引き付け中発病又は死亡した動物の頭数とその状況		
備 考		
仕 向 地 荷 受 人 住 所 荷 送 人 住 所 とう載予定船舶(航空機)名 及びとう載予定年月日 検 査 希 望 年 月 日		

記入上の注意

- (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (2) 変更前の欄には、記入事項をすべて記入し、変更後の欄は変更事項の該当箇所のみを記入すること。

(別記様式第 2 号)

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

農林水産省 動物検疫所長

輸出検査の通知について

平成○年○月○日付けで申請のあった(仕向国) 向け (種類・数量) に係る輸出検査については、下記により実施することとし、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 52 条の規定に基づきお知らせします。

つきましては、輸出検査を担当する動物検疫所と緊密に連絡を取り、円滑な検査が実施できるようご協力をお願いします。

なお、申請事項に変更が生じた場合には、別添様式により変更事項を輸出検査を担当する動物検疫所長あてに届け出るよう併せてお願いします。

記

1 検査予定場所

動物検疫所○○支所（○○出張所）

所在地：

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 45 条第 2 項において準用する同法第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づき指定された農林水産大臣の指定検査場所である以下に掲げる場所

名 称：

所在地：

指定番号：農林水産省指令○動検第○号

指定年月日：平成○年○月○日

指定期間：平成○年○月○日から平成○年○月○日

2 検査の予定期日

平成○年○月○日から平成○年○月○日

3 検査を担当する動物検疫所

名 称：動物検疫所○○支所（○○出張所）

所在地：

連絡先：

(別記様式第 3 号)

係留検査に係る届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者（法人の場合には、その名称及び
代表者の住所氏名）

住 所
氏 名 印

年 月 日付けをもって申請した輸出動物（ ）の係留検査を受けるにあたって、下記
の者を貴所に出入させたく届出をいたします。
また、貴所からの指示については、これを完全に履行させることを誓約します。

記

氏 名	年齢	所 属 部 課	連絡先電話番号	
			昼 間	夜 間

(記載上の注意事項)

- 1 輸出者は申請書の申請者とする。
- 2 輸出者の組織に所属しない者については、「所属部課」の欄は、所属会社名を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(別記様式第 4 号)

動物管理人についての届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者（法人の場合には、その名称及び
代表者の住所氏名）

住 所
氏 名 印

年 月 日付けをもって申請した輸出動物（ ）の係留期間中の飼養管理については、
下記の者にこれを行わせることとしたいので届出をいたします。
また、貴所からの指示については、これを完全に履行させることを誓約します。

氏 名	年齢	勤務先名称等	係留期間中に 起居する場所			備 考
				自炊	仕出し	

（記載上の注意事項）

- 1. 責任者は最上段に記載すること。
- 2. 「起居する場所」の欄は、畜舎名を記載すること。
なお、動物検疫所以外の場所に宿泊する場合は、宿泊場所及びその電話番号を記載すること。
- 3. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(別記様式第5号)

事務連絡

年 月 日

〇〇都道府県〇〇家畜保健衛生所長 あて

動物検疫所〇〇支所

検疫課長（出張所長）

輸出動物の飼養場所等における監視伝染病の発生状況について（照会）

平成 年 月 日付で（申請者氏名）から別添写しのとおり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第1項に基づく動物の輸出検査の申請がありました。当該輸出検査の概要は下記のとおりです。

つきましては、輸出検疫証明書の作成にあたり必要なため、下記飼養場所（及びその周辺）の監視伝染病の発生状況等について、別紙調査票にご記入のうえ、当職あて返送方お願い致します。

（なお、監視伝染病以外の疾病については、貴所で把握している範囲でご回答願います。）

また、本調査依頼に対する回答後輸出日までの間に、別紙の監視伝染病が新たに発生した場合には、当職までご連絡方お願いします。

ご不明な点がございましたら、当職までお問い合わせください。

記

動物の種類：

飼養場所名称及び住所：

仕向国：

輸出年月日：

係留検査開始年月日：

検査を担当する動物検疫所：

支所検疫課（出張所）

住所

TEL

FAX

別紙

動物の種類：

飼養場所名称及び住所：

輸出年月日：

検査を担当する動物検疫所：

支所検疫課（出張所）

[illegible]

その他：

家畜保健衛生所名

ご担当者名：

ご連絡先：

施行注意：() 部分については適宜記入又は削除すること。

別添として、輸出検査申請書の写しを添付すること。